


## 清瀬市太陽光発電機器等設置補助金 Q&A

No.	質問	回答
Q1	郵送での申込はできますか？	窓口のみの受付です。郵送やメールによる受付は行っておりません。
Q2	申込書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか？	書類の不備や不足があった場合は、お預かりできません。書類が全て整った段階で受付いたします。
Q3	設置後いつまでに申込すればいいですか？	機器の設置日から起算して1年以内にお申込みしてください。なお、交付申込額が予算額に達し次第受付終了となります。
Q4	補助金の予算残額を知りたい。	申込状況は、随時HPで公表いたします。
Q5	国や都の補助金とあわせて申込をすることはできますか？	併用でお申込みいただけます。なお、国や都の補助金については直接国や都にお問い合わせ下さい。
Q6	リースにより補助対象機器を設置した場合は補助対象になりますか？	リースで設置した場合は、対象外になります。
Q7	現在、市外に住所がありますが、住所変更前に手続きはできますか？	申込者が清瀬市に住民登録をしていること、また機器が設置された住宅に住んでいることが要件となります。
Q8	市外から転入のため、前年度（令和5年度）の納税証明書（非課税証明書）は、どこで取れますか？	令和5年度の納税証明書（非課税証明書）は、令和5年1月1日時点で住民登録されていた自治体で発行されます。
Q9	海外に居住していたため国内の納税証明書（非課税証明書）が発行されないのどうすればいいですか？	本籍地にて戸籍の附票を発行して、課税基準日に国内にいないことを証明する書類として清瀬市へ提出して下さい。
Q10	一般社団法人環境共創イニシアチブの登録の情報はどこで確認できますか？	当該法人のホームページから「蓄電池システム登録製品一覧」をご確認ください。 <a href="https://sii.or.jp/zeh/battery//search">https://sii.or.jp/zeh/battery//search</a> 

## 清瀬市太陽光発電機器等設置補助金 Q & A

No.	質問	回答
Q11	案内図はどのようなものを用意すればよいですか？	インターネット上の地図を印刷したもので構いません。ただし、他の建物と区別が付くようにして下さい。
Q12	保証書に日付と宛名がない場合はどうすればいいですか？	販売業者や製造メーカーに問い合わせをいただき、記入された保証書の写しを提出してください。空欄の場合は受付できません。
Q13	保証書がないのですが？	施行業者が発行する設置や施工が完了した日を証明する書類をご提出して下さい。
Q14	アパートに住んでいますが、太陽光発電機器等を設置した場合は補助対象になりますか？	アパートやマンション等の共同住宅は、補助対象外です。 ※ただし、共同住宅の建物所有者がその共同住宅に住んでおり、なおかつ設置した設備が自己の居住区画のみに活用することを目的としている場合は、対象となります。
Q15	二世帯住宅で親子それぞれが補助対象機器を設置し、契約もそれぞれした場合、親も子も補助金の申請ができますか？	同一の住宅に対して1回限りの申請となります。 ただし、設置から下記の年数を経過し、新たに設置する場合は申請が可能です。 【太陽光発電システム：17年】 【エネファーム及び蓄電池：6年】
Q16	申込者が夫で、窓口へ行く人が妻の場合も「手続代行選任届」は必要ですか？	「手続代行選任届」は業者が代行する場合に必要な書類となります。ご家族の方が代理で窓口へ来られる際は、提出不要です。申込書の届出人の欄に記載をお願いします。
Q17	事業所への設置は可能ですか？	事業所への設置は、補助対象外です。 ただし、店舗等の併用住宅で、居住するための住宅部分が延床面積の半分を超えている場合補助対象となります。
Q18	代行者には交付決定の連絡はありますか？	申込者にものみ、交付・不交付決定を通知します。また、代行者からの交付・不交付に係る問い合わせに対してのお答えできませんので、申込者の方へご確認をお願いします。
Q19	分割払いの場合、領収書はどのようなものを提出すれば良いですか？	対象機器の購入代金を分割払いすることを証する書類、支払計画書、通帳等の写し（支払いが開始されていることが分かるもの）をご提出ください。
Q20	領収書に購入内容の記載がない場合は、どうすれば良いですか？	領収書または利用明細控えに「発行者・宛名・金額・年月日・購入内容」の明記が必要です。 再発行等が難しい場合は、支払額に対象機器の費用が含まれていることを示す書類などの発行を依頼してください。